

長 建 協 発 第 1 3 号
平成 2 2 年 4 月 1 2 日

各 支 部 長 様

社団法人 長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

低炭素型建設機械の認定に関する規程の周知について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省では建設施工の環境対策として、騒音や有害排出ガスなど沿線環境への負荷を低減した建設機械を指定する制度を従前より運用し、直轄工事での積極的利用を図っているところですが、二酸化炭素（CO₂）等の温室効果ガスの排出による地球温暖化についても、昨今とりわけ関心の高い環境問題となっており、建設施工分野においても具体的かつ実行力のある対策により CO₂ 排出削減を図っていく必要があります。

このため、ハイブリッド機構を備えることにより CO₂ 排出量低減が相当程度図られた建設機械（低炭素型建設機械）の普及を目的として、「低炭素型建設機械の認定に関する規程」が別紙のとおり定められ、この規程に基づき国土交通省が認定した建設機械を取得する際の融資制度が開始されます。

なお、当規程の策定に伴い、「CO₂ 排出低減に資する低燃費型建設機械の指定に関する規程」は廃止されます。

つきましては、標記について、別添のとおり会員専用ホームページに掲載いたしましたのでご連絡申し上げます。